

平成28年第2回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（平成28年6月14日）

議事日程（第2号）	11
日程第1 一般質問	13
1. 谷口重和 議員	13
2. 今西久美子 議員	20
3. 山内実貴子 議員	32
4. 垣内秋弘 議員	37
5. 内田文夫 議員	43
6. 原田周一 議員	51
日程第2 議案第40号 じん芥収集車の取得について	54

平成28年第2回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年6月14日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 谷口重和 議員
2. 今西久美子 議員
3. 山内実貴子 議員
4. 垣内秋弘 議員
5. 内田文夫 議員
6. 原田周一 議員

日程第2 議案第40号 じん芥収集車の取得について

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	稲石義一	議員
	2番	内田文夫	議員
	3番	山内実貴子	議員
	4番	安本修	議員
	5番	今西久美子	議員
	6番	青山美義	議員
	7番	垣内秋弘	議員
	8番	奥村房雄	議員
	9番	原田周一	議員
	10番	上林昌三	議員
	11番	谷口重和	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西	谷	信	夫	君
副	町	田	中	雅	和	君
教	育	増	田	千	秋	君
総	務	久	野	村	観	光
健	康	光	嶋		隆	君
建	設	野	田	泰	生	君
教	育	黒	川		剛	君
総	務	清	水		清	君
企	画	奥	谷		明	君
税	住	長	谷	川	み	どり
介	護	青	山	公	紀	君
健	康	立	原	信	子	君
建	設	垣	内	清	文	君
プ	ロ	山	下	仁	司	君
産	業	木	原	浩	一	君
上	下	下	岡	浩	喜	君
会	計	馬	場		浩	君
社	会	岩	井	直	子	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	村	山	和	弘	君
庶	務	係	長	岡	崎	貴	子	君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（田中 修） 日程第1、一般質問を行います。

なお、今議会におきましては、全ての議員が一問一答方式を選択されております。一問一答方式にあつては、質問事項を1件ごとに行い、質疑は3回までとすることといたします。

また、対面方式とし、質問席を前列中央に設けております。

それでは、通告順に質問を許します。

11番、谷口重和君の一般質問を許します。谷口君。

○11番（谷口重和） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、11番、谷口が最初に一般質問を行います。

まずは、ため池についてであります。この件は幾度か質問しましたが、角度を変えての質問をいたします。

6月に入り梅雨シーズンを迎え、これからの時期、皆さん、豪雨・水害対策に苦慮するところであります。振り返りますと約60年度前、京都南部大水害が発生した折、ため池さえ決壊しなかったら死亡者は少なかったかもしれない可能性があったと思います。東南海大震災もそれは怖いと思います。しかし、東南海大震災は、100年、150年と周期は長く予知も大変で、その対策やはかり知れないところであります。片や最近は、豪雨の前にゲリラがついたゲリラ豪雨も頻繁に発生するようになってまいりました。ゲリラ豪雨や水害対策として提案いたします。河川改修も相当進んでまいりました。

ため池といいますと、池の堤体を含む点検等はほぼランクづけも終わり、完了と思えます。また、南地域の大きな保水量を有するため池では、決壊時の試算もしていただきました。データを見て驚いたところあります。提案理由は、ため池の水量を必要以外は極力少なくしておく当たり前のことです。しかし、そのことがため池管理者の1年を通して管理体制責任として重くのしかかってくるのであります。災害を最小限にするため、また、ため池管理者の和らげるためにも、水量を減らす工夫の一つとしてため池の現在ある余水ばけを部分的に掘り下げ、貯水量を暫定的に下げ、水量が必要時は水量調

整ができる開閉式にすればと思います。多くのため池で応急に、また瞬時水量を下げるのは工程的に難しいところがあります。

また、水利権者や水利受益者もいなくなったため池もあるように聞き及びます。そのような池があるとすればため池管理者も当然おられない危険な池であり、そのような池がもしあれば処分し、なくさなければなりません。これを災害問題に加味し、手法をいろいろとる必要があります。行政としてどのような考えをされるのか、考えをお聞かせください。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

議員各位の皆様におかれましては、本日平成28年第2回町議会定例会におきます一般質問に、公私ご多用のところご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日で熊本地震が発生いたしましたしてちょうど2カ月を迎えます。今なお余震が続いている状況ですが、犠牲になられました方々に心からご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様方に改めましてお見舞いを申し上げます。あわせまして、早期の復旧・復興を願うところでございます。

本日は、6名の議員各位からご質問をいただくこととなっております。質問も大変多岐にわたっておりますので、できるだけ的確に簡潔にご答弁を申し上げたいと思いますので、どうか最後までよろしくお願い申し上げます。

ただいまの谷口議員のご質問に対しましては、久野村総務部長からご答弁をさせますのでよろしく願います。

○議長（田中 修） 久野村総務部長。

○総務部長（久野村観光） 皆さん、おはようございます。

ご答弁を申し上げます。

全国では、近年多発している大規模地震や豪雨災害によりため池の決壊が発生し、とうとい人命が失われるとともに、人家や河川、農地等が被災している状況があります。近年の気候変動は、日降水量や時間降水量も増加傾向を示し、被災リスクが増加しており、堤体からの漏水量が多いものや、余水ばけ、取水設備等の必要なため池の改修を進める必要があります。

しかし、議員ご指摘のとおり、多くのため池の管理は、農業従事者の減少に伴い、これまで管理を担ってきた管理者、また水利組合や集落のみでは、十分な管理・監視体制

を構築することが困難となっています。京都府などと連携する中で、施設管理者、所有者の方々に対しまして、防災・安全面の意識向上を図ることが大切と考えるところでございます。

そうした中で、周辺住民の生命、財産を守るため、ため池の安全確保をすることが施設管理者、所有者の責任であることを再認識していただくことが重要であると考えています。今後も事業実施に当たっては事業担当課と十分協議し、町の補助金等を有効に活用する中、ため池の安全対策に取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口重和） ありがとうございます。

それでは次に、ため池について、農業施策の観点から質問をいたします。

先ほど防災方面からも質問いたしましたが、農業施策として質問をいたします。

以前は宇治田原町でものどかな田園風景が見られ、田畑の管理も行き届いておりましたが、今日現在においては特に水田の休耕が多くなり、中には放棄しているがごとく荒れ果てた箇所も目にとまるようになってまいりました。

そこで、防災面から前述しましたが、耕作水田も少なくなり、ため池の貯水量も以前のような水量も要らなく、水量調整を容易にする必要があります。ため池管理者の1年を通しての管理体制責任も重く、傷んでいる池、また古くなったため池を改修すれば莫大な財源が必要となります。余水ばけを部分的に掘り下げ、必要時は水量調整をする手法等をすれば予算的にも可能であると思います。そして、受益者や利用者のいなくなった不必要なため池は即時処分すべきと思いますが、行政としてどのような考えをされるのか、考えをお聞かせください。

○議長（田中 修） 野田建設事業部長。

○建設事業部長（野田泰生） ご質問のため池の管理についてご答弁申し上げます。

本町のため池台帳にある60カ所のため池につきましては、平成24年度から3カ年をかけ詳細な診断を実施しまして、ため池の構造、貯水量、想定被害等から危険度のランク分けを行い、その区分により京都府と連携して、危険な状態になっていないか現地調査を実施しているところでございます。

また、この時期、本格的な梅雨を迎える前には、ため池の決壊等の災害を未然に防ぐため、ため池管理者の方には水位の調整や余水ばけの清掃など、ため池の安全対策をお

願っているところでございます。

質問の1点目、ため池の余水ばけを部分的に掘り下げ、必要時に水位調整ができるようにする余水ばけの改造工事につきましては技術的に可能であり、ため池安全性の向上につながると考えており、町単費土地改良補助金を活用していただき、ため池管理者において実施していただきたいと考えておるところでございます。補助制度をあわせて今後は周知してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

2点目の受益者や利用者がおられないため池の即時処分につきましてはですが、ため池台帳60カ所のうちで、現在、水利を利用されていないため池が数カ所あると把握しております。行政といたしましては、現在使用されていないということから即時処分という判断は難しいところでございますが、対象となるため池の管理者、地権者、受益者など関係者で今後のため池のあり方を十分検討いただき、廃池していただけるよう働きかけたいと考えておりますし、また同時にため池の防災の観点から水を抜いていただく、あるいは水位を下げてくださいようお願いしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口重和） ありがとうございます。

ため池は防災施策の観点からも重要課題であり、近年著しく増加をしてきた豪雨対策の意味からも、行政のリードと弱者に対する補助をよろしくお願い申し上げます。

次に、宇治田原山手線と宇治木屋線について質問をいたします。

宇治田原山手線に関しましては、残り区間が決まらず着工のめどすら立っていなかった中、早期の着工、全線完成を京都府に呼びかけようと関係者と地元住民が一体となって、都市計画道路宇治田原山手線の早期完成を求める住民会議を立ち上げ、署名活動や数多くの運動を実施され、京都府に対しても陳情等に何回も出向いていただき、その結果のあらわれであると高く評価をし、そのご苦勞に対し敬意を表するところであります。住民の総意が知事に伝わった結果であると思えます。

着手準備調査費として350万円予算化され、次に新名神高速道路、仮称宇治田原インターから和東町へつながる府道宇治木屋線の整備に向けての着手準備調査費も350万円計上していただきました。トンネル工事も視野に入れてのことと思えます。この道路が完成しますと、和東からインターまで15分くらいと現状時間より半減すると思われ、逆に和東へ行くのも近くなり、遠かった相楽郡とも隣町と言えるようになり、人口減少歯どめの一役にもなると確信するところであります。

宇治田原山手線全線開通と宇治木屋線の工事決定の確約、または確定はいつごろになるのか、工程作業に入るのはいつか、またその計画内容については、今、現時点において回答でき得ればその部分だけでもお聞かせください。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 宇治田原山手線につきましては、議員ご指摘のとおり、行政からの整備要望のみならず、何といたしましては2年前の平成26年2月10日に設置をいただきました都市計画道路宇治田原山手線の早期完成を求める住民会議によります宇治田原にかかわる全ての方々の取り組みがオール宇治田原という大きな力となり、宇治木屋線同様に昨年、予備設計にお取り組みいただくという大きな一歩を歩むことができ、本年は新規事業に向けた事業着手準備調査に取り組んでいただくこととなり、本当に感謝にたえないところでございます。

また、住民会議では、都市計画道路宇治田原山手線早期完成を促進する議員連盟として、党派を超え、議員各位が一つの目標の向かい、住民、行政と一体となってお取り組みをいただき、署名活動や啓発活動などに汗を流していただいておりますことに改めて敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

府道宇治木屋線につきましては、ご承知のほうに、本町も主要地方道宇治木屋線改良協議会の一員として、国・府等の関係機関への要望活動を続けてきたところでございます。今般の京都府の箇所決定におきまして、新規事業に向けた事業着手準備調査に取り組んでいただけることを大変喜んでいただいております。

実際に事業化となり整備されることとなりますと、本町の南地域と和束町の別所地域が10分程度でつながることとなり、議員がおっしゃるとおり近くて遠い相楽が本当に近い隣町になり、新たな交流が期待できるものと確信するところでございます。あわせて、本路線は本町と和束町を結ぶ単なる地域関連携道路としての意味合いだけではなく、国道163号と国道307号とを結ぶ連結機能としての役割が大きくクローズアップされるものと考えているところでございます。

工事決定の確約、確定時期等についてでございますが、両事業ともに、今年度、京都府におきまして、最適ルートや工法の検討、費用対効果の算出、優先整備区間の検討など新規事業化に向けた事業着手準備調査を実施していただき、事業評価委員会で京都府が事業化の是非を決定されることとなります。

本町といたしましても、宇治田原山手線の事業化決定のため、今年度から取り組みを進めます都市計画マスタープランの改定を確実に進め、本町のまちづくり、発展には宇

治田原山手線は欠かすことができないということを引き続き京都府及び関係機関に対しまして丁寧に説明してまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、宇治木屋線につきましては、引き続き情報収集に努め、本町として必要な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、京都府に事業化をしていただけるよう本町といたしまして努力してまいりますし、事業化となれば工程等も見えてくるのではないかと考えているところでございます。なお、詳細がわかれば随時ご報告させていただきたく考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口重和） ありがとうございます。

それでは次に、防災の危機管理観点から質問をいたします。

東では、近年、池田町と防災協定を締結され、文化や産業まで交流を深めようと努力されている昨今、片や西においても候補市町があると聞き及んでおりますが、一日も早く交渉を進めていただきたいと願うところであります。

防災協定もしかりながら、今年度から部分的試行と思われませんが、京都市内において、スマホで見つけ隊と称し、危険箇所があれば、また不備な設備箇所等があれば即時にスマホで撮ってピクチャーと事情を役所に連絡する、この事業は必須であると思います。また、危険箇所を修理する場合、修理を終えた箇所を投稿者に完成したピクチャー等で連絡をして答える仕組み、災害時のみならず一般的にもこのような施策を本町でも実行してみれば、人手も要らず、時間もかからず、おまけにお金もかからず、それに住民と一体となって町行政が加速すると思われれます。ボランティアとのネットワークも加味してみれば、特に若い世代に政治を知っていただくためにも、スマホで見つけ隊やボランティア活動を通じ政治に参加をしていただくチャンスにもなると思われれます。

年齢18歳からの選挙権が施行されようとしているとき、投票意識と政治関心を高めるためにもどれだけ手法を講じるか、成果を上げるかが問題であります。その意味からも、今回提唱しております質問内容を鑑みて答弁くださいますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） ご答弁申し上げます。

災害時における応援協定につきましては、想定される災害の種類が異なる遠方の自治体と協定を結ぶことで、大規模な被害が発生した場合でも、お互いに有効な相互応援が可能となることから、昨年の岐阜県揖斐郡池田町との協定の締結のほか、他府県の市町

との協定締結に向け、協議を進めているところでございます。

ご質問の京都市で実施されました実証実験は、委託業者が開発したアプリケーションを利用し、運用する上での課題抽出や検証を行うため、本年1月23日から3月15日までの期間行われたものであり、利用規約を制定する中で引き続き現在も実施されているところでございます。本事業の対象者は、投稿可能なスマートフォンをお持ちの京都市内に在住、在勤、在学の方で登録された市民となっています。登録者から、道路、河川、公園等の土木施設の損傷箇所の写真や位置情報の提供を受け、それらの情報をもとに管轄の土木事務所等が対応に当たるというシステムです。

議員ご指摘のとおり、こうした先進事例を有効活用することができれば、住民が町政に関心を持っていただき、積極的にかかわっていただくことに結びつくことも考えられると思います。また、スマートフォン世代の若者がまちづくりの推進に参画していただくことは、将来の宇治田原町を担う人材育成という観点からも有効な手段であると考えられます。

しかし、京都市で展開されているスマートフォンを活用した公共施設等の維持管理事業「みっけ隊」のアプリケーションの開発費用は、相当高額であると聞いております。したがって、本町のような小規模な自治体で運用するには、利便性のみならず、費用対効果の検証も必要と考えられますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口重和） ありがとうございます。

それでは、最後にライドシェアについて質問いたします。

この件も以前に質問をし、研究の余地はあると強く発言をしておりましたが、このたびの当局の部制復活と組織改革において、公共交通関係のこの事案が建設環境課に変わりました。スタッフもかわられたということで、今現在の考えを聞いておきたいと思っております。

といいますのも、この5月26日から、京丹後市が部分的ではありますがライドシェアをスタートさせました。主体はNPO法人でドライバーは町民18名、中には女性ドライバーもおられるようです。コールはアプリ、ウーバーを使用し、安全確保の観点からアルコールチェッカー、ドライブレコーダー等をも常備し、料金はタクシーの半額程度と聞いております。課題も多く、アプリで呼ぶこの手法はお年寄りは大変だそうです。ダイナミックな構想も住民の不安を招くようではだめではありますが、1年間の実証実験

を注視していきたいと思えます。

本町としてもバスの本数も多くなく入っていない地域もあり、交通手段として十分研究する余地はあると思えます。現課としてスタッフもかわられたところ、公共交通の手段が何点かある、その一例としてこの質問をどう考えるか、また研究する余地はあると思えるのか、その点をお聞かせください。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 本町の公共交通は、町が運行する福祉バス、地元区が運行し、町が支援しているコミュニティバス、そしてバス事業者が運行する路線バスの3つの体系がございます。

これまで本町といたしましては、各種公共交通の充実に努めてまいったところですが、近年、利用者の減少やさらなる利便性向上に対する改善が必要となっておりますことから、本年度、新たな公共交通体系の確立に向け、関係機関や有識者、住民の皆さんらによる検討委員会において議論を進めてまいりたいと考えております。

この議論の中では、まず実態調査やニーズ把握に努め、それらをもとに有償もしくは無償運行、定時定路線型、デマンド型運行をはじめとするドア・ツー・ドア型などさまざまな形態を研究し、本町の特性に応じた有効な手法を見出していきたいと考えております。

したがって、議員が例示されております京丹後市で実施されているライドシェアにつきましても有効な手段の一つであると考えられる中、各種規制やメリット、デメリット等をしっかり研究してまいりたいと存じます。また、本年度より、公共交通に関する事務が建設環境課の所管となりましたが、これまでの本町のスタンスに変わりはなく、引き続き住民の皆様のために尽力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口重和） ありがとうございます。

宇治田原町の公共交通が、老若男女誰もが安心して最大限利用できるシステム完備の一日も早い準備に向けてご尽力いただけるようお願い申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、谷口重和君の一般質問を終わります。

続きまして、5番、今西久美子君の一般質問を許します。今西君。

○5番（今西久美子） 今西久美子でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

1点目は、防災対策の強化についてです。以下、5点にわたってお聞きをさせていただきます。

1点目は、この間の自然災害の教訓についてであります。

熊本県や大分県を中心として地震災害で、最初の最大震度7の大きな揺れが起きてから2カ月となります。一連の地震は直接的な死者49人、避難生活で命を失う震災関連死の疑いのある人19人などの犠牲を出した上、建物や宅地にも甚大な被害を引き起こしました。

先ほど町長からもございましたけれども、私のほうからも改めて犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました多くの皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。そして、一日も早くもとの生活が取り戻せるようお願いのであります。

さて、その熊本では、体を感じる揺れ、余震が長期にわたり、先日もまた震度5弱の地震がございましたけれども、いまだに厳しい避難生活を強いられている方々の暮らしは大変な困難が続いております。この間の報道等を見たときに、これまでの大きな災害の教訓が生かされていないという指摘がございます。避難場所や防災拠点の確保、避難生活を支える手だて、ライフラインが途絶えた際の備え、建物の耐震補強、土砂災害対策など、平時に自治体がやるべきことは、何度も苦しんできた自然災害による被害が明らかになっています。熊本地震だけでなく、これまでの自然災害から宇治田原町として教訓とすべきことについてどのようにお考えでしょうか、その点まずお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） ご答弁申し上げます。

近年、今までに経験したことのないような災害が全国各地で発生する中、いつ、どこで大規模災害が起こるかわからないのが現状であります。これまでの自然災害、大震災や豪雨災害、土砂災害といった災害を教訓として、行政としては考えられる災害に対応した取り組みを進めていくことは大前提であります。今後の防災・減災を考えるには、やはり地域社会に根差した自主防災組織による防災訓練、防災教育などが必要不可欠であり、災害時の緊急対応にも欠かせないものであると考えております。

また、昨年度、活用していただきやすいように改定しました防災マップを家庭において自身がお住まいの地域でどういった災害が予想されるか、災害の種別によりどういっ

た避難が有効であるか知っていただき、家族と一緒に避難の方法を話し合うなど、災害に対する心構えを日ごろから考えていただくことが大切であろうかと考えます。町といえども、自主防災会の訓練等の機会を通じ、防災マップの活用方法や避難等のあり方を説明するとともに、災害時において何が必要かを常に考え、今後も引き続き点検し、備えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 今、ご答弁で今後の教訓として自主防災組織による取り組みが必要不可欠だというようなご答弁がございました。各地域で本当にさまざまな活動をして頑張っていたいておられる自主防災組織の皆さんには、改めて感謝を申し上げるところでございます。

ただ先日、6月11日、宇治市のほうで、熊本地震を受けて自主防災リーダーのフォローアップ研修会というのが開催されたと報道がございました。私は、こういったフォローアップのための研修会、中身としては専門家の話を聞いたり、また宇治市としては熊本地震の支援に職員が行っておりますのでその体験を聞く、またリーダーさん同士の交流、連携の強化などをされたということですがけれども、宇治田原町としてもこういった研修をもっともっと取り入れていくべきではないかというふうに思います。この間宇治田原町では防災士を養成されてまいりました。それぞれ各地域で頑張っていたいていうふうには思いますけれども、私は防災士を養成するに当たって、後のフォローが不十分ではないかなというふうに感じております。こういった自主防災リーダーさんや防災士の資格を取られた皆さんなどを対象とした研修会をぜひとも実施に向け、検討をいただきたい。これは要望しておきます。

そこで、2回目の質問ですがけれども、大きな災害が起きるたびに想定外と、こういう言葉が使われております。本当に今こそこれまでの災害をしっかりと教訓化することが必要であるというふうに思っております。今回の熊本地震では、避難住民のさまざまな苦難が次々と報道もされました。課題も明らかになったのではないのでしょうか。

地震だけでなく最近の異常気象を考えれば、先ほど谷口議員からもございましたけれども、ゲリラ豪雨やそれに伴う土砂災害なども、宇治田原町でも28年大水害、また4年前、3年前の豪雨による災害を既に経験しておりますけれども、いつまた起こるかわからない。備えるという備蓄の備という文字には、備えるのほかに防ぐ、警戒するという意がございます。日本は災害に備える備災の時代になったと指摘する専門家もおら

れます。

今回改定されました地域防災計画、これが本当にもし災害が起きた際にしっかりと機能するようにしていくことが必要ではないかと考えます。安心安全のまちづくりの観点から災害に強いまちをつくっていくため、防災対策のさらなる強化につきまして改めて町長のご決意をお伺いしておきたいと思えます。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 熊本県で発生いたしました地震の被害をはじめ、近年、全国各地で地震、豪雨、土砂災害、津波と大規模な災害が発生し、とうとい命が犠牲となっています。

本町におきましても、先ほどおっしゃいましたとおり、平成24年の京都府南部豪雨災害、また、私が町長に就任早々の平成25年の台風18号に伴う豪雨によりまして、国道307号が崩土により寸断されたことをはじめ、あらゆる道路、河川、農地等に甚大な被害をもたらしたところでございます。

こうした災害を目の当たりにし、土砂災害危険箇所が各所で存在している本町において、いつ起こるかわからない大規模災害の発生に備え、十分な警戒と対策が大変重要であると改めて認識しているところでございます。住民の皆さんの暮らしは安心安全の上に成り立っております。本町といたしましても、住民の安心安全を第一に、災害の予防のみならず、災害が発生した際に被害を最小限に食いとめることを基本に、災害時における対応が円滑に行えるよう、常に防災関係機関との連携を密にし、しっかりと防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 次に、私が宇治田原町として教訓とすべきこと、また課題等考えることにつきましてお聞きをしてみたいと思えます。

まずは、避難所についてであります。

地域防災計画の中では、「避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする」というふうに書いてございます。しかし、熊本等の状況を見ておきますと、良好なものという言葉とはほど遠い状況が現実となっているのではないのでしょうか。熊本では1カ月近くたっても十分な水や食料が届かない避難所があったり、断水が長期にわたりましたのでトイレが流せず、衛生面で大きな課題がございました。プライバシーを守るための間仕切りなども不足していると、避難生活が長引けば長引くほどさまざまな困

難が起こっております。特に熊本では余震が長く続いたために、避難所にも入れない人が車の中で過ごし、エコノミークラス症候群で命を失うといった震災関連死が大変大きな問題となりました。このような二次災害については何としても防がなければならないと思います。

これらの観点から、現在の宇治田原町の指定避難所についてどのような評価をしておられますでしょうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 避難所につきましては、平成27年度の地域防災計画の改正に合わせ、新たに京都やましる農業協同組合宇治田原町支店の2階を避難所として指定し、豪雨災害が発生した際、田原川の南側に避難できる拠点として協定を締結したところでございます。

また、プライバシーに配慮したパーテーションや簡易スペースにつきましても、順次資材の整備を進めており、簡易トイレ及び備蓄食料並びに飲料水も計画的に配備しているところでございます。これだけあれば十分ということはありませんが、災害時における物資の供給に関する協定や京都府の備蓄物資、また各家庭での備蓄を呼びかける啓発記事を防災マップや窓口封筒に掲載するなどにより、食料等の確保に向け努めてまいりたいと考えます。また、避難所等につきましても、災害危険区域や浸水想定区域等の指定を勘案する中で、今後検討を加えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 避難所につきましては、新たに農協さんを指定避難所として加えていただいた、今後も検討をするというご答弁がございました。ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

次に、福祉避難所についてもお聞きをしたいと思います。

発達障がいを持つお子さんや、また介護の必要な高齢者、妊婦さんや小さな赤ちゃんを抱えたご家族などは、一般の避難所での避難生活には大変無理がございます。宇治田原町におきましても、昨年度、福祉避難所を2カ所ふやしていただき、現在4カ所が指定をされております。やすらぎ荘は収容人数100人、保健センター50人、サンビレッジ20人、くるみの家は5人が収容想定人数となっておりますが、最も多い収容人数であるやすらぎ荘につきましては土砂災害警戒区域内にございます。次に人数の多い保健センターは浸水想定区域内にございます。災害の状況によりましては使用できない場

合も大いに想定をされるわけです。

熊本地震では、熊本市内に福祉避難所が約180カ所指定をされていたそうですが、その多くが施設の被災などを理由に開設されませんでした。そこを教訓として宇治田原町でも4カ所以外にも福祉避難所をふやすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 福祉避難所につきましては、老人福祉センターやすらぎ荘と保健センターの2カ所に加え、昨年度、福祉関連事業所のご理解を得まして、サンビレッジ宇治田原とグループホームくるみの家を新たに追加させていただいておるところでございます。

議員ご指摘のとおり、やすらぎ荘につきましては土砂災害警戒区域内に、また保健センターにつきましては浸水想定区域内に位置することから、地域防災計画にも記載しておりますが、それぞれの災害種別に対応する中、安全が確認できた場合において開設することとしております。今後、地理的条件や危険箇所などを十分把握、精査する中で、今後福祉施設ができれば検討していくこととしております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 福祉避難所として2カ所をふやしていただいたということについては評価をしております。ただ指定しただけでは意味がないのは当然のことです。必要な備蓄物資等については今後整備もしていくということもおっしゃっていましたが、現状としてはどうか、その点を確認しておきたいと思っております。

また、今のご答弁で今後福祉避難所については新たな福祉施設ができたときには検討すると、こういうご答弁でありましたけれども、私は現在ある公共施設はもちろん民間のほかの福祉施設等、医療機関等も含めて検討すべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 久野村総務部長。

○総務部長（久野村観光） ご答弁申し上げます。

新たに昨年指定いたしました福祉避難所につきましては、毛布や食料等を昨年度、既に配備を行わせていただいております。今後につきましても、協定に基づきまして福祉事業者と協議調整をする中で必要な備蓄物資等の整備を進めてまいりたいと考えております。

新たな民間施設の指定につきましても、事業者との昼間、夜間等の運営状況につま

して十分に協議が必要なことから、今後検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 先ほども申しましたけれども、もし豪雨とかで土砂災害の危険があるとなれば、やすらぎ荘は使えないわけですよね。そうすると本当に収容想定人数が非常に減ってしまいますし、絶対的に足りないというのは私は明らかやと思うんです。民間さんとでしたらいろいろ協議も必要かと思えますけれども、例えば保育所とかまるやま交流館とか学童とかいろいろ公共施設もございますので、そういうところもぜひとも福祉避難所としての活用をできないかどうか、ぜひご検討をお願いしたいと思えます。

それと、4つの福祉避難所を私、全て見せていただきました。備蓄品等々も確認をさせていただいたんですが、くるみの家以外は水が備蓄をされておられませんでした。もし断水すれば水がないと、指定避難所にはペットボトルを備蓄していただいておりますね。アルファ米や赤ちゃんの粉ミルクが備蓄されていても、水がなければ提供はできないということになります。福祉避難所にも備蓄すべきではないかと、今後必要なものについては順次整備を進めるということですが、早急な対応を求めておきたいと思えます。

それと、福祉避難所を回っていて感じたことなんですが、やすらぎ荘とサンビレッジについては高齢者の施設であるので対象としては高齢者かなと、保健センターについては乳幼児や妊婦さんかなと、くるみの家については障がいを持つ方が対象かなというような感じを受けたんですけれども、そしたら誰が一体どこの避難所に行くのか、それを誰が判断するのか、定員がありますから誰でも来てくださいというわけにはいきません。となれば、やはり基準のようなものが必要になってくるんじゃないかと、そのあたりのことはこの防災計画に何も触れられておりません。先ほど町長からも、災害時における対応が円滑に行えるようにしっかりと取り組んでいくというご答弁ありましたけれども、いずれにしても実際に起きたことを想定して本当に円滑な対応が行えるのかをきちんと検証することが必要かなというふうに思いますので、その点は強く要望しておきたいと思えます。

次に、罹災証明についてお伺いいたします。

これも、この間の大きな災害の中で罹災証明の発行がおくれて被災者が途方に暮れると、こういった報道もございました。罹災証明書は、災害からの生活債権に向けた第一

歩として被災した住宅の調査を行い市町村が発行するもので、生活再建支援金や仮設住宅への入居などに必要なものであります。過去に大きな災害に見舞われた自治体では教訓として罹災証明発行マニュアルを作成し、日ごろからマニュアルに沿った対応を訓練しておく必要があるとしておられます。

宇治田原町においては、奈良盆地東縁断層帯地震の場合の建物被害は全壊で1,430棟、半壊で1,790棟、木津川断層帯地震の場合は全壊1,090棟、半壊1,640棟と想定されております。先ほど述べた宇治市のフォローアップ研修の中で専門家がおっしゃっていたことですけれども、京都盆地の人は山に囲まれ、川の土砂がたまったところに住んでいる、ここに住むということは災害に遭う覚悟をしなければならない、先ほど町長もおっしゃいました土砂災害の危険が非常に大きいということで、建物に対する被害も想定できるというふうに思います。本当にこんなことがあつては困ると、ないことを願うわけですけれども、もしも多くの家屋等が被災した際に迅速な対応ができるように、マニュアルの作成や担当課職員の日ごろの訓練などが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） ご答弁申し上げます。

罹災証明書は災害対策基本法に規定されており、地震や台風などの天災や火災などの災害によりまして住居が被害を受けた場合に、その被害の程度に応じて行政機関が被害認定して発行する証明であります。地震や大雨、洪水などの自然災害の場合につきましては町が発行することになっておりますが、火災の場合には消防署が対応しております。現在大きな災害がなく、罹災証明の発行は年に数件あるかないかという状況でございます。被災者から申請をいただき、職員が確認して証明書を発行しているのが現状でございます。

大規模な災害が発生した場合においても迅速な発行がスムーズに行えるよう、具体的な流れの再確認を行う中、マニュアルづくりに向け検討していきたく考えております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） それでは、防災関係最後の質問をいたします。

今回の熊本地震では、14日の夜に最大震度7を観測したマグニチュード6.5の地震、これが前震であったと、その2日後に約16倍ものエネルギーのマグニチュード7.3の本震が襲いました。前震で被害がなくても本震やその後の余震で倒壊したとい

うケースが多数見られ、その中でも新耐震基準の規定が強化された2000年以降に建てられたと見られる木造住宅でも、複数が倒壊したとされております。基準にとらわれることなく耐震性能をさらに高めるなど、住民の皆さん一人一人の意識を変えることが重要だと、こういう報告もございます。

現在、宇治田原町では耐震診断や耐震改修費用への助成を実施していただいておりますが、昭和56年、1981年以前に建てられました木造住宅であれば耐震診断は補助が5万円あり、自己負担が3,000円で受けられますけれども、新基準の場合は1万2,500円の補助しかなく、自己負担は4万5,000円となっています。新基準だから大丈夫ということが言いきれない今、住民の皆さんの意識を高めるためにも新基準以降の家屋についての耐震診断の補助を拡充してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、地震で停電し、家を離れた後に通電したときに火災を起こす例が多数見られました。家を離れるときにはブレーカーを落としてからというふうに言われておりますけれども、そんな余裕はないのが実態ではないでしょうか。感震ブレーカーというのがございまして、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断するものがあります。各家庭に設置することで出火を防止し、被害を軽減することができるというものであります。今回の防災計画でも、火災予防、被害の軽減として、地震時における出火の未然防止をうたっておられますが、このような感震ブレーカーの設置に対しても補助を創設してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 耐震診断につきましては、町の広報紙、区、自治会による回覧または防災訓練等で機会あるごとに啓発を行っているところでございます。議員ご指摘のとおり、熊本地震での前震とその後の本震により倒壊した家屋を考えますと、耐震診断の重要性を改めて見直さなければならないと考えます。

本町といたしましては、倒壊の危険性が高い旧耐震診断基準の木造住宅の耐震診断実績を伸ばすことが先決であると考えているところでございます。したがって、新耐震基準以降の木造住宅に対する町単独補助の拡充につきましては、今後の検討課題と考えております。また、地震による火災被害を未然に防止する感震ブレーカーの設置助成につきましては、先進自治体の事例を参考に調査研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） さきの阪神・淡路大震災では建物倒壊による圧死が主な死因だったと言われております。さらにテレビ等で見ておりますとあちこちで火の手が上がり、火災による被害も大変大きかったというふうに記憶をしております。

先ほどの宇治のフォローアップ研修で講演をされた京都大学防災研究所の橋本教授は、火災と建物と何とかすれば被害が軽減できると、プラスで土砂災害の対策をと、このようにおっしゃってございました。これは宇治田原町においても言えることではないかと思えます。今後とも被害を減らす減災、もちろん災害を起こさない予防というのもございますけれども、先ほど申し上げました災害に備える備災についてもさまざまな観点からのご検討をお願いして、防災対策の強化についての質問は終わりたいと思います。

次に、大きな2つ目のごみの戸別収集についてお聞きいたします。

高齢者や障がいをお持ちの方などへのごみの戸別収集の実施についてであります。

私は3月議会で、高齢で足が悪く、ごみステーションまでごみを出しに行くのが大変だという方のお話をご紹介いたしました。もっと近くにごみステーションをつくってほしいという声でしたけれども、町からは、1カ所つくったらほかもつくらなあかんでできない、こういう対応であったということであります。

ごみ出しが困難な高齢者や障がいがある方などの生活支援の一つとして、戸別にごみの回収を行っている自治体が多数ございます。例えば宇治市ではふれあい収集、京田辺市ではにこにこ収集、ほかにもおもいやり収集などの事業名で実施されております。ごみが出ていない場合には安否確認の実施も同時に実施をしておられるところもございます。宇治田原町は同居率が高いと言われておりますけれども、高齢化や核家族化が進み、独居高齢者や高齢者だけの世帯もふえております。先ほど私が申し上げました方も実際そうであります。こういう方には戸別収集も必要ではないかと思えますけれども、実施のお考えについてお聞きをいたします。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 本町のごみ収集業務は、A Bの2地区に分けて、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物に分別し、それぞれ定められた曜日にご近所で設けていただいているごみステーションに出す定点収集で実施しております。収集業務の効率化、時短化にご理解とご協力をいただいているところでございます。

高齢者、障がい者を対象としたごみの戸別収集については、ご質問のとおり近隣市では既に実施されておりますが、本町においては現在のところ実施に至っておりません。本町におきましても、近年、高齢者世帯がふえる中、戸別収集については必要性が高ま

ってきていると認識しているところでございますが、現体制での収集業務では課題もありますので、今後は各関係部局と協議、またニーズ調査を行い、戸別収集について検討していかなければならないと考えております。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 戸別収集については必要性が高まっているという認識をお示しいただきました。実施に当たっては現職員さんの体制にもかかわってくると、これは理解できますし、どのくらいのニーズがあるのか、実態は本当にどうなっているのか、ぜひとも調査もいただいた上で前向きなご検討をよろしくお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、大きな3番目ですが、就学援助についてお伺いをいたします。

就学援助につきましては、1つ目に補助対象品目についてお聞きをしたいと思います。

学校教育法第19条におきまして、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童、生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされております。宇治田原町でも実施をしていただいておりますけれども、国の基準であるクラブ活動費、生徒会費、児童会費、PTA会費が宇治田原町では支給の対象となっておりません。さきの予算委員会では調査・検討を重ねると、こういうご答弁がございました。その後どのように調査をされ、検討されたのかお聞きをいたします。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 就学援助につきましては、さきの予算委員会で現状を精査する旨答弁させていただいたところでございます。

京都府下市町村の対象品目の状況を取りまとめ、ご指摘のクラブ活動費、生徒会費及びPTA会費を支給対象としている市町村が支給していない市町村を上回っている状況を確認いたしました。

児童会費やPTA会費は小・中学校ごとに設定されているなどの状況もありますので、本町の実態も踏まえ、さらに精査を進め、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 京都府下の市町村の実施状況を確認していただいたと、半数を超える自治体が実施をしているという結果でございました。別によそがやっているからやれというそんなつもりはありませんけれども、町長はいつも、子どもは町の宝やというふうにおっしゃっております。町の宝である子どもの教育にかかわる支援、特に経済的

に苦しい世帯への支援というのは、私はせめて国の基準くらいには引き上げるべきであるというふうに考えております。町としてこれについてはどのように考えておられるのか。今後精査をするということですが、そのくらいの時間を要するのか、いつ結論を出していただけるのか、また実施するつもりがあるのかどうか、その点についてお聞きをいたします。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 京都府下市町村の状況につきまして、支給の有無を確認させていただきました。町内小学校では児童会費やPTA会費の違いなどがあり、状況を正確に把握する必要性もあると認識したところでございます。経済的に苦しいご家庭を支援させていただくものでありますがゆえに、町内小学校の正確な状況を把握した上で適切な時期に対象品目及び金額について方針を確立してまいりたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） ぜひ早い時期に結論を出していただいて、実施の方向でお願いしたいというふうに思います。

それと、2つ目の支給時期についてであります。

就学援助については何月に支給をされているのでしょうか。特に中学校に入学する際には、制服代や体操服やかばん代など約7万円ほどが必要となります。入学に間に合うような支給をしていただきたいと思いますのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 就学援助の支給時期でございますが、第1学期分を8月中旬、第2学期分を1月中旬、3学期分を3月中旬にそれぞれ学校を通じて支給しております。

制服費用等入学時期が高額になることから早期支給をとのご指摘でございますが、支給対象を判定させていただくためには、前年分の所得の状況を確認することが必須でございます。所得が確定いたしますのが6月に入ってからになりますことから、申請をいただいてから、審査、支給額の決定の進めると現在の支給時期にならざるを得ない状況にあります。少しでも早く支給させていただくためには、対象となる方々に可能な限り早期に書類を提出していただき、教育委員会としましても迅速な事務処理を進めることに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） これはほかの自治体にことごとございますけれども、中学校の1年生が入学式に欠席したと、その理由がお金がなくて制服をとりに行けなかったからと、こういったニュースも話題になりました。3月には確定申告がございます。特に中1の場合は、小学校からの継続の生徒さんにつきましては生活の状況を聞き取れば所得の把握はある程度できるというふうに思います。1学期分が8月中旬やと、新入生の児童・生徒学用品として全く間に合いません。せめて現状よりも早く支給できるようにぜひとも工夫をお願いしたいと思います。町長さんのおっしゃる子どもは町の宝と、これを本当に実践をしていくためにも、就学援助につきましての充実を強く求めまして、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、今西久美子君の一般質問を終わります。

引き続きまして、3番、山内実貴子君の一般質問を許します。山内君。

○3番（山内実貴子） 3番、山内実貴子でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、英語学習についてでございます。

国道307号線には、お茶の京都の取り組みで「宇治茶かおり回廊」の案内板が設置され、宇治田原町がお茶のまちとしてさらに機運を高めていくべきときが来ております。いろいろないいところをアピールしながら、やはりお茶を中心にした取り組みに力を入れ、観光のまちにと進める上で、観光や仕事の関係でも外国から訪れる方が宇治田原町にもふえてきております。

そこで、世界への共通語として、英語への取り組みについてお伺いしたいと思います。

英語の取り組みについて、維孝館中学校では準会場として全校的に英検への取り組みに力を入れておられ、英検挑戦に向け、夏休みなどの学習支援や、町からも受験料の補助があり、学習意欲や学力向上にも寄与していると聞いております。また、小学生の中でも英検を受けたい、宇治田原に準会場があったらという声もあります。将来的に小学校でも英語が科目化されることも近いと想定されてもいます。

こういう中で再度申し上げますが、宇治田原を観光のまちにと進めていく上でも英語は大切な言語になってきております。小学校や中学校のALTの先生による授業や中学校での英検の取り組みで英語に興味を持ったり、年齢を問わず英語に親しめるよう、赤ちゃんから大人まで英語に触れる機会をつくるなど、生涯学習という考えの中で全町的に英語に取り組めるように進めてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 岩井社会教育課長。

○社会教育課長（岩井直子） お答えいたします。

学校教育における英語学習につきましては、中学校での英検の取り組みや学習支援、小学校でも英語に親しむ機会を取り入れています。また、社会教育におきましては、ALT 2名と協力し、昨年度は児童向けパーティー方式のふれあい事業と高校生以上の英会話教室を開催したところです。

生涯学習における英語学習は、受講者自身の英語力や学びたい内容、指導者側の視点や思いなどが多岐にわたるため、事業者はメニューやプログラムの工程等を考慮しながら進めていくことが必要であると考えております。本町でも海外から訪れる方がふえ、英語での会話を必要とする場が多くなり、英語を身近に感じる事がふえてきたと思います。生涯学習の観点から、今後の英語学習につきましては、ALTと事業内容を調整する中で、議員ご指摘のとおり、年齢を問わず英語に親しめる機会を設定し、英語で話したいと思う気持ちを後押しできる趣向を凝らした英語学習への取り組みを検討してまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 山内君。

○3番（山内実貴子） ありがとうございます。

ALTの先生との触れ合いや英語学習の機会がふえ、この宇治田原町が世界に向けて飛び出すきっかけになったり、小さい子から高齢者の方まで難しがらず気楽に楽しめるツールとして英語に親しむ取り組みをとご期待いたします。

次に、防災・災害対策についてお伺いいたします。

1つ目は、防災マップの配布についてでございます。

このほど宇治田原町防災マップが平成27年度改定版として地域防災計画の改定とともに発行され、町内各戸に配布されました。今回の防災マップは、宇治田原町を5つの地域に分けた土砂災害・田原川洪水ハザードマップになっています。今までより自分の居住している地域を中心としたマップを見ることで防災についての意識を高め、どう備えが必要かを考えるきっかけとなることも期待されます。今、配布したこのときにこの内容や見方、活用方法などを知らせるチャンスだと思いますが、この防災マップの周知と啓発はどう行っていくのでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） ご答弁申し上げます。

今回、配布させていただきました防災マップにつきましては、これまで最大2分割でありました図郭割を町内5分割とし、自分の家の位置や避難所までの経路が見てわかり

やすくなるよう工夫を加えたところがございます。全戸配布を依頼するに当たり、4月の区長会で説明を行わせていただいております。また、自主防災会の役員の皆さんを中心に、防災マップの見方や避難の仕方などについて説明をさせていただく機会を今月中にも予定しているところがございます。

さらに、今後も各自主防災会の訓練等の機会を捉え、防災マップの有効活用の説明を行う中で、1人でも多くの方に内容をご理解いただき、活用いただけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（田中 修） 山内君。

○3番（山内実貴子） 自主防災会の訓練などに活用していただけるよう、ぜひ積極的にPRし、周知を図っていただきたいと思います。

次に、防災訓練についてお伺いいたします。

本年は11月に全町挙げての防災訓練を行うとされておりますが、どのような訓練を想定し進めていかれるのでしょうか。避難範囲が広域となり、今までの進行ですと待ち時間が多く、その間の状況が見えてきません。例えば今どこの地域ではこういう訓練を行い、こういう状況だというような映像等も含めた実況も必要かと思いますが、概要等お聞かせいただきたいと思います。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 近年、全国各地で地震災害や土砂災害が発生しており、本町におきましても、平成24年の京都府南部豪雨災害、また平成25年の台風18号に伴う豪雨災害によりまして、住民皆さんの防災に対する意識がより一層高まってきております。

また、自主防災組織が中心となり、自分たちのまちは自分たちで守るを合い言葉に積極的に自主防災活動を展開していただいております。そういった住民の意向を反映する中でできるだけ多くの住民の皆さんに参加をしていただける総合防災訓練となるように考えているところがございます。

本年の総合防災訓練につきましては、町全体での訓練として、現在担当課において協力機関の調整を行っており、今後、各区・自治会の自主防災会とも協議をさせていただくこととしております。概要が定まった時点において議会へ報告させていただく予定としております。本町の防災・減災につながるような訓練内容となりますよう協議をしてまいりたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 山内君。

○3番（山内実貴子） さまざまな訓練が想定されるとは思いますが、基本的な訓練を繰り返し行い、それをまた各自主防災会の訓練でも取り入れていただき、いざというときの力となるようにと願います。関係機関との交渉や連携などできるだけ早目に進められ、全町に周知をと考えます。

次に、防災週間の取り組みについてお伺いいたします。

地域防災計画には、8月30日から9月5日の防災週間について取り組みも明記されていますが、具体的にはどのような計画をお持ちなのでしょうか。学校や保育所、幼稚園などのふだんからの取り組みと、全町挙げた事前登録制などの突発的な避難訓練など、啓発のできる訓練も有効と考えますがいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 毎年8月30日から9月5日までの1週間が防災週間とされており、防災や災害についての認識を高めることなどを目的としております。

本町におきましては、毎年防災週間にあわせ、総合文化センターギャラリーにおきまして防災展示を行い、住民の防災・減災に対する意識の高揚を図ってきております。昨年度は図書館に特設ブースを設け、防災関連図書の展示をし、来館者に対しても普及啓発を行っております。今年度も、先進的な取り組みをされている事例等を参考に防災知識の普及啓発を図ってまいりたいと思います。

また、ご質問にありました事前登録制の避難訓練につきましては、突発的というリスクも考慮しながら、関係機関と協議する中でどういった方法がよいのか検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（田中 修） 山内君。

○3番（山内実貴子） 今まで起こった災害、また阪神大震災や東日本大震災、先ほどからもありますようにきょうで2カ月目になりますが、今なお揺れがおさまらない熊本など九州地方の地震、こういった災害での教訓を生かす、また忘れない取り組みが大切です。今、復興を目指す中、東北地方では震災の恐ろしさや大変さを、そして今こういうふうに頑張っている、こんな見どころがあるなどPRを語り部さんとして伝えておられることを知り、防災週間や節目のときなどを大切に防災への啓発の機会になるようにと願います。

次に、罹災証明についての質問ですが、先ほどの今西議員への答弁で一定の理解はさ

せていただきました。本町では近年、罹災証明を大量に発行するような大規模な災害はありませんが、有事の際には迅速に対応できるよう、近い一定期間のうちにマニュアルを作成されますよう求めておきます。

梅雨に入り夏へと向かいますが、大雨や台風、土砂災害と気になる時期でもあります。町民の皆様の安心安全のためいつもご苦勞をおかけいたしますが、よろしく願いいたしまして次の質問に移らせていただきます。

最後に、選挙投票率の向上について、18歳選挙権への周知と対策についてお伺いいたします。

いよいよ夏の参議院選挙の日程も決まり、18歳選挙権の導入が実現します。18歳、19歳の方、そして20歳以上の方も選挙権を持っていることを再確認し、その権利を行使していただけるよう、啓発などをどのように進めていかれるのでしょうか。

選挙に行かないという方の意識には、選挙期間は選挙カーのスピーカーの音がうるさいとか自分たちの意見は全く聞いてもらえないなど、選挙や政治に対して批判的で、それは小さいころからの家族的な反応が多いに影響していると思います。例えば父、母が政治に対して関心がなかったり選挙に行かなかったりすると、自分も選挙の投票に行かない、行かなくてもよいという反応になってしまいがちだと思います。

宇治田原町では、小学校の授業の一環で施設見学の中に議場も見学し、議員の仕事の一端に触れているようですが、身近な体験を通しての積み重ねが大人になってからの行動に影響を持つという点では、さらに家庭への呼びかけが必要だと思います。

岩手県盛岡市では、18歳選挙権が導入されるのを前に教育委員会が市内の小・中学校に対し、子ども同伴で投票所に行くことを保護者に文書などで呼びかけるよう求めています。国会で投票所に入ることができる子どもの範囲を現行法の幼児から児童・生徒など18歳未満の人に拡大する公職選挙法改正案が審議されるその前に、それを先取りする試みで全国的にも注目をされていました。ポスターや看板などいつも目につく啓発方法と、このたび初めて投票を行うことができる18、19歳だけでなく、改めて家族そろって選挙に行く機運を高めるところから進めてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） ご承知のとおり、公職選挙法の一部改正によりまして、6月22日公示される参議院議員通常選挙から将来を担う若い世代の声をこれまで以上に政治に取り入れるため、20歳以上から18歳以上の方に選挙権が付与されることとなり

ました。

本町といたしましては、法改正の周知及び投票率の向上につなげるため、年度末年齢が18歳及び19歳の方を対象に啓発はがきを送付したところでございます。また、投票所への子どもの同伴は従来、幼児、やむを得ない事情のある者に限定されていましたが、幼児、児童、生徒その他の18歳未満の者に拡大されました。投票による政治参加の重要性を子どもに理解してもらうのに効果的とされたものでございます。今後、法改正の趣旨を広く周知するためにも、機会あるごとに啓発に努めていきたいと考えております。

さらに、以前から実施してまいりました年齢別投票者数の調査対象投票区をふやし、ターゲットを絞るなど今後の投票率向上に向けた啓発活動につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（田中 修） 山内君。

○3番（山内実貴子） ただいまご答弁のありました調査も含め、特に投票率の低い子育て世代の年齢層や新たに選挙権を持つ方々が選挙の投票を家族的な行事と捉えたり、家庭の中での会話の一端ともなるような、また町独自のポスターなど目に見える啓発をと訴えさせていただき、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（田中 修） これで、山内実貴子君の一般質問を終わります。

引き続きまして、7番、垣内秋弘君の一般質問を許します。垣内君。

○7番（垣内秋弘） 通告に従いまして、7番、垣内秋弘が質問いたします。

2件ございますが、まず1件目は、山手線の計画についてお伺いいたします。

山手線の整備について、京都府は今年度当初予算の箇所決定の発表で新規事業化に向けて着手準備調査費350万円をつけていただきました。今年度の調査結果をもとに事業評価委員会において、道路の必要性、妥当性を判断することになりますが、そこで認知されれば府が事業主体となり山手線が一步前進することになり、長年の懸案であった宇治田原山手線がやっと土俵に上がり、スタートラインについていくわけであります。

過日、住民会議の代表が府の知事や建設交通部長に要請に行ったときも、知事からオール京都で取り組む必要があると言っていました。そこで従来からルート、法線について問題提起も行ってきましたし、課題も浮き彫りになってきました。具体的には工業団地周辺の地形において高低差が激しいため非常に難所であると、また人家近くの

狭隘部分を通る問題や集落の分断等々、検討課題になっていました内容について克服できたのかどうか、この時期においてルートが未確定では具体的な調査検討もできませんが、最終のルートの確定はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） まず、昨年の道路予備設計に続き、本年度の京都府の箇所決定におきまして事業着手準備調査を実施していただけることは、新たな一歩、新たなステージに進んだものと確信するところであり、関係各位に感謝申し上げる次第でございます。この好機を逃さず、事業化の決定に結びつなげられるような取り組みを今後行ってまいりたいというふうに考えますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご質問のルート案の見直しにつきましては、京都府におきまして今年度実施いただく調査の中で、最適ルートや工法をも含めた調査を実施いただき、事業評価委員会に諮っていただくことになるものと認識するところでございます。

なお、最適ルートの見直し決定は京都府にお願いするものではなく、以前より宇治田原山手線のルートの見直しにつきましてはご指摘やご意見を頂戴しているところでもあり、第5次総合計画に掲げますまちづくり上の位置づけや必要性、土地利用の観点、現実性をも含め、また将来のまちづくりの中でいかに有効であるかということが最も重要であると考えておりますことから、地域の声も十分にお聞きする中で町と京都府で協議を進めていく中で決定してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をいたしますが、ルート見直しに当たっては、ただいま地域の声も十分にお聞きする中で町と京都府で協議を進めていく中、決定してまいりたいというようなご答弁をいただきました。計画当初からもう既に25年も経過しているわけでありまして、環境の変化も発生いたしている中、最終は問題を十分検討した上で確定していただきたいと思っております。

先ほど私が申し上げた問題、課題の部分をクリアするとなれば、相当大幅なルートの見直しが必要になってまいります。完成を新名神と同じ平成35年度までと位置づけますと、新ルートの調査・検討と決定を仮に今年度に京都府と本町において合意に達したとしても、残された期間というのは7年余りであります。仮に新たなルートを想定したとき、住民への説明はもとより理解と協力が前提にスタートラインにつくわけであり

ます。より慎重に行っていく必要がありますが、残された期間も迫ってくる中、今後の進め方の手順及び大日程、工程表といえますか等を提示していただきたいと思いますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 野田建設事業部長。

○建設事業部長（野田泰生） ご答弁申し上げます。

新名神高速道路の供用が平成35年度に予定される中、アクセス道路となる宇治田原山手線につきましても、同時供用できるようにとの思いは今も同じでございます。

ご質問の今後の宇治田原山手線の進め方、工程などについてでございますが、今申し上げますことは、まずは京都府に事業化の決定をいただくということが最重要でございます。これに向け全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） 今、答弁いただきました。ルート見直しを確たるものにする事で山手線の着工と住民の期待はますます高まると思います。宇治田原町の将来を見越したまちづくりと整合性を高める中でどうしても必要な道路であります。みんなが共有しながら課題を一步一步着実に前進していかなければならないと思います。先ほども言いましたように、35年までですと7年間余りでございます。精力的な取り組みをぜひよろしくお願いたします。

次に、2件目の1点目でございますが、新市街地における砂利採取地の整備状況についてお伺いたします。

第5次まちづくり総合計画では新都市創造ゾーンと位置づけられていますこの地域は、長年にわたり砂利採取と埋め戻しが実施されてまいりました。山砂利採取跡地整備事業は3年前の平成25年8月に認可期限が満了することになっていましたが、新たな採取行為は計画されていないものの、跡地復旧に土砂搬入が必要ということで盛り土行為が発生するため、3年間延長することにより必要土量は確保できるものと考えていると、次期事業の完了時には埋め戻しについても完了するものと考えていると、このように伺ってきたわけでございます。現状における進捗状況、あるいはまた見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 新市街地における砂利採取跡地の状況についてご答弁申し

上げます。

平成25年8月に、砂利採取行為後の跡地復旧については公共残土搬入が必要となり、森林法及び町条例、宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の更新手続を行い、本年8月末をもって期間満了となります。当時の予定では当該期間に公共残土搬入を完了する予定でありましたが、現状受け入れ量の確認を行ったところ、残り約2万立米であることを確認し、今年度末ごろまでには完了の予定であります。したがって、再度の期間更新手続の準備を行っている状況でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をいたしますが、平成25年8月から3年間延長した、現状受け入れ量の確認を行ったところ残量は2万m³あることを確認したということであります。再度期間更新の準備を行っているところであるということですが、ただ今年度末には完了の予定であるのご答弁をいただきました。どの程度信憑性があるのかよくわかりませんが、いずれにしても新市街地における跡地利用については種々構想もありますが、現状の地形を端的に見たときに相当高低差があるのではないかと思います。復旧高さについては町道南北線の延伸と都市計画道路宇治田原山手線の計画高との整合を図れることで調整が進められてきたと思いますが、北部と南部での高低差は当初計画どおりに進められているのか、新都市ゾーン全体のバランスと整合性はとれているのか、このあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 野田建設事業部長。

○建設事業部長（野田泰生） ご答弁申し上げます。

砂利採取地内は公共残土による復旧中のごさいまして、砂利採取事業の復旧計画高さでも造成作業には至っておりません。全体的に起伏の少ない状況ではあるものの、議員がご指摘されているように相当な高低差のある場所もございます。しかし、これらにつきましては、公共残土受け入れが完了した後に復旧計画高さに造成される予定ですので、今年度南北線道路の予備設計の中でその高さを指示しまして整合を図れるよう協議してまいります。

また、特に新都市創造ゾーンのシビックゾーンエリアでの土地利用を念頭に、道路の縦断計画、排水計画等十分に検討してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） 3回目の質問をいたしますが、整備事業の工事が例えばおくれた場合、周辺の開発に及ぼす影響は大きいと思われま。当局はどのように判断されているのかお伺いしたいと思いますとともに、以前にも発生しましたが、今後ゲリラ豪雨等が発生した場合、盛り土の端々から土砂が流出し災害につながるおそれがありますので、端々に溝等を確保して対策することも必要かと思ひますので、業者指導を行う中で対応したいというふうに思ひますので、その辺のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 野田建設事業部長。

○建設事業部長（野田泰生） ご答弁申し上げます。

新都市創造ゾーンのシビックゾーンエリア内の整備といたしまして道路事業等、計画的に進めていくことはもちろんでございますが、議員がご心配されていますような事態にならないよう、周辺地域への防災対策としてゲリラ豪雨時の土砂流出を抑止するための溝を設けるなど指導してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） それでは、小さい2点目についてお伺ひします。

2点目は、新市街地におけるまちづくり計画について伺ひます。

新市街地におけるまちづくりについては、庁舎を例にとりますと、新庁舎の移転計画を中心にまちづくり計画は確定したかのように情報がひとり歩きしていますが、住民からは庁舎はどこへ行くのかといった興味と関心の高さが聞かれるわけでありま。シビックゾーンの構想がなし崩しのように話が進んでいきますと住民とのギャップ、すなわち身近で親しみやすい庁舎とはかけ離れた感じを受けるわけですが、周辺の環境整備とともに一体感を持った今後の計画が必要と思ひます。総合的にいつごろまでに確定していくのか、当局の考え方をお聞きしたいと思ひます。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） ご質問の新市街地内でのまちづくり計画についてでございますが、本町といたしましては、第5次まちづくり総合計画の土地利用構想において、国道307号から都市計画道路宇治田原山手線までの町道南北線周辺をシビック交流地点と位置づけ、シビック交流拠点への新庁舎建設を目指すことにより、防災上の機能の強化はもちろんのこと、新庁舎が牽引役となり、周辺の土地利用や宇治田原山手線整備への波及効果につながることを期待するところでございます。

新庁舎の建設は喫緊の課題であると認識するところであり、現時点で場所を特定することはできませんが、シビック交流拠点におきまして、新庁舎建設用地の確保に向け、取り組んでいるところでございます。また、庁舎の移転のみならず、新名神高速道路の開通を生かした交通ネットワークの構築や具体的な用途地域の設定など、周辺地域整備の具現化を図るため、現在、都市計画マスタープランの改定を進めているところでございます。新庁舎建設位置及び都市計画マスタープラン改定内容等につきましてはできるだけ早くお示しできるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をいたしますが、町道南北線周辺をシビック交流拠点と位置づけ、シビック交流拠点への新庁舎建設を目指し、庁舎が牽引役となり、周辺の土地利用の波及効果につなげることを期待するとご答弁をいただきました。

シビックゾーンに庁舎建設を平成32年度と仮定したとき、まちづくり構想における周辺の条件整備、つまりは町道南北線の南半分はそれ以前に先手を打って整備しておく必要がありますが、南北線の見通しと完成時期について、町長は具体的にどのような計画をされているのかご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、垣内議員の質問にお答えを申し上げます。

シビック交流拠点に計画いたします町道南北線の整備に関するご質問でございますが、シビック交流拠点の形成、土地活用を考えますと、京都府による宇治田原山手線の早期整備、あわせて町道南北線全線の供用をすべく早期に事業着手する必要があると考えておるところでございます。

そうしたことから、ご承知のとおり、今年度当初予算におきまして町道南北線の道路予備設計をご可決いただきましたので、業務を進めておるところでございます。今後、町道南北線に係る事業予定でございますが、今年度の調査結果を受け、詳細設計、用地測量、用地取得を進め、平成32年の供用を目指したいと考えておるところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） それでは、最後にご意見を申し上げて終了したいと思います。庁舎の位置は、今私どもは未確定という要素が非常に多いわけでありまして、ひとり歩きせ

ずに、今後最終判断は議論を尽くし、そして慎重に判断していく必要があると思っております。

南北線の位置はほぼ確定されており、平成32年に供用すると町長からご答弁をいただきました。南北線が完成しても行きどまりでは効果も半減するわけでありまして。したがって、第一段階として山手線の宇治木屋線と早期に接続し供用できるよう望むところでありまして。そういったことによって南北線も生きてきますし、また山手線の着工も進んでいくのかなど、このように考えますので、ぜひその辺のご検討をあわせてよろしくお願いいたしまして私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、垣内秋弘君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩を行います。午後1時30分より会議を再開いたしますのでよろしくお願いをいたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時30分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番、内田文夫君の一般質問を許します。内田君。

○2番（内田文夫） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、本町においては、長年にわたる懸案でありました新名神高速道路及び山手線の着工には喜ばしい結果を得る状況になったことは町当局のご努力によるものと評価をいたしたいと思っております。

その一方で、長きにわたり取り組みを続けておられます連携一貫教育に関しては、本町独自で解決できる案件であるにもかかわらず、計画どおりに進まないことに疑念を捨て切れぬ思いであります中、某ネット教育システムのコマーシャルで、「教育が充実すれば人が育つ。人が育ては町が栄える。」と笑顔で語る映像を見せられて、上手だな、うまいなと思っていたところ、全国紙に掲載の元検事総長の小さな投稿に出会いました。その投稿内容は、「どうも年をとると心配性が高じてくるようだ。我々多勢の年寄りが無勢の若者の肩に乗ったら、若者たちが潰れてしまうではないか。我々世代が90歳、100歳まで生きそうだという現実を直視すると、若者たちが図抜けた付加価値を生み出してくれなければ到底健康で文化的な老後は期待できそうもない。福沢諭吉は『天は人の上に人をつくらず、人の下に人をつくらず』と言い、国もまた各国の権義において一厘一毛の差もないと断じた。他方、人や国の貧富強弱のありようは天然の約束ではなく、国民一人一人の勉と不勉によって移り変わるものだと述べている。また、諭吉は、

幕末の我が国民の教育水準は世界に冠たるものであると胸を張ったと。そして、さしたる資源もない我が国が明治時代に帝国列強に伍し、敗戦の荒廃の中から世界第2位の経済大国に成長した要因は、それぞれの勉の蓄積に負うところが大きい。ところが、ここへ来て教育大国の地位が揺らいでいる。大学進学率さえ、OECD諸国のうち、後ろから数えたほうが早い。肝心の最先端教育の場である大学院生の人口比では、米・英・仏・韓に3倍ないし4倍強の大差をつけられている。もはや昔日の教育立国の面影はなく、このままでは貧富強弱の移り変わりを覚悟しなければならない。教育に国の明日がかかっている。」とありました。ここで言われている「国」を「町」に置きかえればこの思いであります。新教育委員会を設置された今、町長は人口減少・少子高齢化が加速して進む、この町の教育をいかに判断され、またいかに発展させていこうと思われるか、この元検事総長の寄稿も参考にさせていただいて、お伺い申し上げます。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、内田議員のご質問にお答えを申し上げます。

紹介いただきました投稿にもありますように、少子高齢化の進展により、医療・年金制度が幾度も改革され、支え手である若年層の負担が増加する社会構造になっている現実があると認識をしておるところでございます。

本町におきましては、第5次まちづくり総合計画を策定し、未来に希望の持てるまちづくりの推進に取り組んでいるところであり、その希望の源となる子どもは我が町の宝であると常々感じており、機会あるごとに私の思いを伝えているところでございます。

宝である子どもたちが希望と夢を持って成長し、ふるさと宇治田原に愛着と誇りが持てる人、地域とのつながりを持てるよう育ててほしいと願っております。

新しい教育委員会制度のもと、総合教育会議において、教育委員会と協議を行い、「人がつながる 未来につながる まちぐるみの教育」を基本理念とした「宇治田原町教育大綱」を策定したところでもございます。

本町には、2小学校1中学校で地域の皆さんも学校に深い愛着と親しみを持ってかわっていただいております、非常にありがたいことだと感謝しております。こうした地域とのつながりを大切にしながら、生まれ育った我が町、宇治田原町をこよなく愛し誇りに思い、将来の宇治田原町を担ってくれる、知・徳・体のバランスとれた立派な人間形成ができるよう、さらに教育環境の充実に鋭意取り組んでまいり所存でございますので、ご理解賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 内田君。

○2番（内田文夫） ありがとうございます。

ご答弁の趣旨は、人口減少・少子高齢化の本町においても、第5次まちづくり計画に即し、子どもたちを宝と感じる中で、教育大綱の基本理念としての展望を持っているというふうに理解をさせていただきました。

この答弁をいただく中で、軽くであります、2点ほど要望をさせていただきたいと存じます。

その1点は、子どもたちを宝と感じるところであります。確かに、町長が常々、宝だと言われるのは何の異論もありませんし、理解をするところではありますが、そんな同じ心を持つ中で、私は義務教育を終えるまでの子どもたちは、それぞれの個性を秘めた、町にとって貴重な玉だと認識をしています。この玉を、9年間を通して、個性を最大限生かした磨きをかけることによって、維中卒業時にうかんむりをあたえ宝にする最良の方法が一貫教育であってほしいと願う、そういう思いを持っていただきたいというのが1つ。第2点は、町長が、いわゆる教育大綱における対象期間であります。社会教育については理解できる場所ですが、学校教育においては、新教育委員会制度の趣旨もあって、同様に4年間というふうになっておりますが、一貫教育を考慮すれば、この町においては、最低9年ぐらいは対象期間にしてほしいなというところあります。

この2点、一方的、身勝手な思いですが、町長のお考えの一部にとどめ置いていただくことを願ひまして、次の教育長の質問に入ります。

まず最初に、平成22年というか25年以来、長年にわたり小中連携一貫教育に取り組まれる中で、昨年11月に新教育長に山城教育局管内3人目となる就任をされ、就任に当たり、責任体制の明確化、緊急事態への迅速な対応に努めるとともに、町長部局との連携を一層密にして教育施策への民意の反映を図るとともに、町ぐるみで教育の向上を図りたい。以上のことを踏まえ、学校教育においては、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育を推進したいと決意を述べられています。就任以来、半年余が経過した今、学校教育におけるその決意の進捗はどのように判断をなされているか、お伺いをいたしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） 内田議員のご質問にお答えいたします。

昨年11月に新教育長に就任し、7カ月を経過しようとしております。就任に当たり、学校教育では、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育を協働で推進することによ

り、「夢に向かって自ら学ぶ子」「つながり（絆）を大切にする子」「誇りを持ってふるさとを語れる子」を育ててまいりたいと決意を述べさせていただきました。

平成29年度当初からの学園開校に向けて、本町にふさわしい特色ある小中一貫教育を推進する上での学園構想や学校運営・組織体制を含めて現状をしっかりと見きわめながら準備を進めていく段階と考えております。現在は、教育委員会事務局、学校現場での議論、検討を行っているところでございます。

今年度は、小中一貫教育推進協議会において、学園構想を含む学校運営・組織体制などについて、さらに議論を進めることにより、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 内田君。

○2番（内田文夫） ご答弁、ありがとうございました。

趣旨は、29年度当初からの学園開校に向けて鋭意努力している段階で、小中一貫教育推進協議会を再度稼働させて推進をしていきたいとのことであると理解をいたしました。

これまで計画どおりに進み切れない要因を精査していただき、ややもすれば教育委員会との間にそごが散見された推進協議会が、その機能を果たせるように、教育長が確たる戦略を持っていただいて、しっかりした提案や報告を提起していただくことを要望いたしますと同時に、前の一般質問において、29年度中にはとお答えをいただいた、9年間を通した指導カリキュラムの作成と提示をでき得る限り早期にさせていただくことを要求しまして、次の2問目に入ります。

宇治田原小学校長時より一貫して携わってこられた教育長が考えられる連携一貫教育の究極の目的はどの点にあるかを端的にご説明願いたいと存じます。よろしく申し上げます。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） お答えいたします。

本町の学校教育の目的は「ふるさと宇治田原」を愛し、未来に羽ばたく子どもたちの育成を目指しており、より具体化した教育の目標である本町で育てたい子ども像を、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育を協働で推進することにより、具現化してまいりたいと考えております。

ご質問の小中一貫教育についてでございますが、その手法のかなめとなるのは、1に、

3 小中学校の教職員が一丸となって本町の子どもを育てるための意識改革と指導力向上を図る仕組みづくり、2 に、保護者や地域住民の皆さんが学校運営に積極的に支援する仕組みづくりが重要であると考えております。

○議長（田中 修） 内田君。

○2 番（内田文夫） ご答弁、ありがとうございます。

最大の目的は、1 にの教職員の意識改革と指導力の向上を図ることには全く同意をいたします。そのとおりだと思います。これができれば、2 として言われた支援体制は、学校が変われば自然にできるものだと思っております。目的実現に一層のご尽力を願いたいと存じます。

3 問目に、施策への「民意の反映を図る」という点に関して質問をいたします。

この点に関しては、学校教育に限って言えば、この民意の意の第一義的に重要な部分は、義務教育を権利として受ける児童・生徒とその親権者である両親にあると思っておりますが、この点において、その民意の反映を図るためのいかなる方策をおとりになったのか、あるいはおとりになろうとされているのか、お伺いをいたしたい。具体的に説明をいただきたいと存じます。と言いますのは、教育委員会、これは学校側も含むんですが、の考えと、学校教育における民意の間には少なからぬ開きがあると推察をいたしているからであります。お伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） お答えいたします。

教育施策に民意を反映させるため、1 に、アンケート調査を平成25年12月に実施しており、小中学生、その保護者及び地域の皆さんのご意見を把握させていただいております。

2 に、町内校長会を定例で開催するとともに、登校時に学校に向かう中で、校長の報告や地域の皆様のご意見を聞かせていただいております。

3 に、昨年度、5回の総合教育会議を開催しており、町長の思いや住民の皆様からのお声に対しましても協議を行ったところです。

このようなさまざまな機会を通じて拝聴した教育に係るお声を真摯に受けとめ、教育施策への反映や学校への指導等に当たるよう努めているところでございます。

○議長（田中 修） 内田君。

○2 番（内田文夫） ご答弁、ありがとうございます。

答弁では、さまざまな機会を通じて得た教育に係る民意の反映に努めているとのこと

であると理解します。

ただ、ここで指摘をいたしたいことが1点ございます。それは、平成25年12月実施のアンケート調査で民意を把握しているとの点であります。このアンケート集計では、回答者総数1,637件のうち地域住民からが1,049件、65%、幼小中の保護者及び教職員からが合計588件で35%です。なおかつ、アンケート結果についての協議会よりの報告記事で、まず最初に、小中一貫教育についての説明が十分でなかった感じがする。アンケートも具体的な提案でなかったのでイメージが持ちにくかった。特に、今、小中学校に縁のない人にとっては答えにくかったよとの記述があり、また、付随する一貫教育説明会開催時の参加者が、宇治田原小学校においては9名、田原小学校においては5名、そして維孝館中学校では29名であったことを考慮すれば、私は少なくとも児童・生徒とその親権者及び教職員に範囲を限定されても結構ですから、実態に即した意見の聞き取り、それが無理ならば、よく似たアンケートを再度実施していただきたいということを強く要望しておきたいと存じます。

次に、4問目に入ります。

4問目は、前品川区教育長の一貫教育、義務教育学校に関する、これは本年、26年5月16日付の紙上における指摘に関して質問をいたします。

その指摘とは、1971年の中央教育審議会の答申があつてから、紆余曲折を経て、本年4月、学校教育制度の多様化と弾力化を進めるために、現行の小学校・中学校に加えて、義務教育9年間を一貫して行う義務教育学校を規定した改正学校教育法の施行に至った。文部科学省によると、法改正を受けて、4月から全国15市区町村が22校の義務教育学校を設置し、2017年度以降に114校の設置が予定されている。現在、全国各地でさまざまな形態で小中一貫教育が展開をされている。

義務教育学校や施設一体型小中一貫教育学校では、1年生から9年生までの児童・生徒が1つの学校に通うという特徴を生かして、9年間の教育課程を「4・3・2」や「4・5」など、児童・生徒の実態に合わせた柔軟な学年段階の区切りを設定している。さらに、教育課程の特例を活用して独自の教科を設けたり、従来は中学校段階で実施をしていた教科担任制や定期考査、生徒会活動などを小学校高学年段階から導入したりする取り組みも見られる。

その一方で、小中一貫教育を標榜しながらも、実際には単なる教員の交換授業や小中学校合同の学校行事など、一過性で表面的な活動に終始奔走している学校も少なくない。交換授業や合同行事が他の教育活動と関連づけられていないなど、ちぐはぐな実態も散

見される。まさに「仏つくって魂入れず」である。こうした学校は、小中一貫教育の目的を中1ギャップの解消や不登校対策、学力向上などに矮小化して語る傾向が強い。確かにどれも重要な問題だが、小中一貫教育本来の目的がそこだけにあるわけではない。なぜなら、それは現行の小中学校でも解決可能だからである。小中一貫教育で大切なことは、小中一貫した教育という新しい価値や概念が、教員の学校観や教員観、児童・生徒観や指導観などに変化を及ぼし、義務教育に対する教員の認識や意識を新たにすること。そして、それに基づく教育活動を通して義務教育の質そのものを変えていくことにある。

中1ギャップの解消といった個別具体的課題の解決は、教員の意識改革の成果の一つに過ぎない。多くの自治体や学校にとって、小中一貫教育は未知なる分野なのに、国が示す標準型や身近な先行事例が存在しない。今のように、他地域との情報の交換、共有化が図られず、相互啓発作用も望めない状況下では、孤立無援で不安な試行錯誤を余儀なくされる。大きな混乱や失態を避けようと、当たりさわりのない安全運転に陥りかねない。これでは改革は進まない。

今必要なのは、小中一貫教育が目指すべき方向性を示す縦軸と、同じ志を共有する自治体や学校の取り組み状況を示す横軸という座標軸を設定することなのだ。これらを踏まえ、小中一貫教育を広めるために、義務教育学会の設立を図りたいとの我が町の現状を把握したかのような指摘を教育長はどのように受け取られるか、ご答弁をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） お答えいたします。

若月前品川区教育長の小中一貫教育についてのご意見に敬服するものであります。とりわけ、小学校と中学校の教育を別々に捉えるのではなく、小中を貫く9年制義務教育の場という概念で捉えられたこと、また、小中一貫教育という新しい価値や概念が、義務教育に対する教員の認識や意識を新たにし、教育活動を通して義務教育の質そのものを変えていくというご意見は、本町においても道半ばではありますが、実感するものであります。

特に、本町は、2小・1中学校であり、維孝館荒木小学校以来の住民・保護者の皆様方の教育へのご理解・ご支援という地域性を踏まえますと、本町において、その手法として小中一貫教育を推進することがまさに適していると考えております。

教育委員会といたしましては、小中連携・一貫教育のあり方検討会議の答申をより具

現化すべく、各学校、また住民の皆様と連携し、推進するための研修や意見交換、仕組みづくり、学校での取り組みに共通認識を持って、本町ならではの小中一貫教育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。どうぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 内田君。

○2番（内田文夫） ありがとうございます。

前品川区教育長のご指摘には敬服をしている。本町においても2小・1中の状況を勘案すれば一貫教育の推進が最適であるのご答弁であると理解しました。

私は、真摯に取り組んでおられるにもかかわらず、試行錯誤を強いられ、情報不足の中で安全運転を続けなければならない状況であるとするなら、いつか立ちどまって熟慮をする中で、推察では本年秋にも設立をされる義務教育学会が提示されるであろう座標軸を標本にされて一気に完結をされるというのも誤った判断ではないと存じます。ご一考いただくことも選択肢の一つに入れていただくことを要望して、最後の質問に入ります。

それでは、最後に、一体型か分離型かについて質問をいたします。

このような、重要かつ基本となる案件は、一日も早く教育委員会が責任を持って提示をされるべきだと思います。私は、従前より、少子化の加速化が進む中、平成27年度は47人の出生でありました、必然的にならざるを得ない状況に追い込まれているのを、なぜ平然と無視するのか理解に苦しむという趣旨の意見を申し上げているところです。一体型を採用、決定するには、普通に考えて既存の2小学校の跡地計画も町長部局とともに細部まで練り上げることも必要になるでしょう。また、予算の問題、一体型に町民の合意を得る必要性等、難題がありますが、強い意志を持たれ、ちゅうちょなく決断をされるべきだと存じますが、いかが対応されるかお伺いをいたします。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） お答えいたします。

ご質問において、少子化の中、必然的に施設一体型にならざるを得ないとの議員のご指摘を真摯に受けとめたいと考えております。あわせて、アンケート調査の住民・保護者の皆様の施設のあり方についてのご意見もごさいます。

今後、教育委員会におきまして、1に、学校適正規模を踏まえ、今後の児童・生徒数を見据えた教育効果と課題、2に、施設のあり方による教育効果と課題、3に、中央教育審議会答申の「新しい時代の教育や地方創生実現に向けた学校と地域の連携協力の在

り方について」を踏まえた教育効果と課題等々、課題や留意点の整理を十分に行いながら、教育委員会として、施設のあり方を判断していきたく存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 内田君。

○2番（内田文夫） ご答弁、ありがとうございます。

答弁の趣旨は、必然的に一体型にならざるを得ないことは理解できるが、そこに持っていくには課題や留意点の整理が必要で、即断はしかねるというふうに理解をいたしました。

しかし、私は、この案件の解決がなければ、全てが行き詰まることになるかと確信をしているところです。万難を排し、決断をされることが近未来を現実として捉える能力が試されるということになると思います。ご決断いただくことを希望し、質問を終わります。ご清聴ありがとうございます。

○議長（田中 修） これで、内田文夫君の一般質問を終わります。

引き続きまして、9番、原田周一君の一般質問を許します。原田君。

○9番（原田周一） 質問に先立ちまして、先般の熊本地震におきまして、私自身、九州方面に過去10数年居住していた関係から友人・知人も多く、被災された多くの皆様方にお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興を望んでおります。

それでは、通告に従いまして、原田が質問をいたします。

5歳児の健診についてお尋ねいたします。

昨今、5歳児の健診に関する文献が多く出回るようになってきました。本町でも、乳児健康診査の生後3から5カ月に始まり、3歳児健康診査まで、各成長段階に合わせた健康診査が実施されています。

3歳までの健診では、集団行動などにおける問題点が発見されにくいですが、保育所や幼稚園で集団行動を過ごす過程で、それまで明らかにならなかった軽度の発達上の問題や、また、社会適応性の問題などが顕在化するとされております。

平成17年に施行された発達障害者支援法においては、地方公共団体の責務として、発達障がい早期発見、発達障がい児に対する早期支援が求められています。

そのような中、先ほどの3歳児健診が実施された後は、就学までに空白期間があり、発達障がい疑われる場合であっても、保護者に気づきのないまま就学を迎えてしまう問題があります。5歳児は、本町保育所では年中・年長さんであります。5歳児健診の実施については、有用性があるとの多くの意見もあります。

発達障がい早期発見のため、全国の先進地では5歳児健診を実施している自治体もありますが、本町内の5歳児への取り組みはどのような状況かお尋ねいたします。

○議長（田中 修） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 現在、本町におきましては、母子保健法に基づき実施しております1歳6か月から1歳9か月までの児童を対象とした幼児健康診査、3歳5か月から3歳8か月までの児童を対象とした3歳児健康診査を発達障がいの早期発見の機会として捉え、発達障がいに係る支援が必要な場合は、町の発達相談員や保健師による継続的なフォローを行い、必要に応じて本町の療育教室や京都府等の専門機関につなげるなど、できるだけ早い段階で、児童の個々の状況に応じた発達支援を実施しているところです。

また、これらの幼児健康診査に加え、町独自で実施しています2歳児歯科健診において、子育て相談を実施しており、幼児健康診査での結果を踏まえたモニタリングの実施や保護者からの発達等についての相談に応じています。

3歳児健康診査以降については、町立保育所に通う4・5歳児に対し、年4回、保育士とともに臨床心理士が保育所での児童の様子を観察しています。そこでは、臨床心理士の専門的な視点を取り入れて支援の必要な児童を早期に発見し、また、継続的な支援を行っている児童も含め、それぞれの個性に応じた適正な支援方法の検討を行うなど、就学までのできるだけ早い時期に必要な支援ができるよう努めているところです。

○議長（田中 修） 原田君。

○9番（原田周一） それでは、本町の現状についての2回目の質問をいたします。

本町でも、3歳児健診まで母子保健法に基づきしっかりとした取り組みが実施されているようです。

一般的には、自閉症以外、発達障がいの症状が顕在化する時期でないため、3歳までの乳幼児健診では発見しにくいとも言われています。保育所・幼稚園卒園後、ほとんどの児童は町内各小学校に進みます。町立保育所においては、4・5歳児を対象に年4回、保育士と臨床心理士が児童の観察をしているとのことですが、その際、支援が必要な児童に対しては、小学校との連携・情報の共有化はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（田中 修） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 4・5歳児の集団保育の観察において、発達等の支援が必要と確認した児童については、保育士と臨床心理士が支援方法を検討し、保護者とも

日々の児童とのかかわり方について相談しながら、家庭や保育所での発達支援を行っており、必要に応じて本町の発達相談事業や専門機関につなげています。

就学を迎える時期においては、継続的な発達支援が必要な児童の保護者にとっては学校生活に不安が多いため、スムーズに学校生活が送れるよう、町の発達相談員が保護者に同行して事前に小学校見学や教育相談の機会をつくるなど、児童の発達支援とともに、保護者のサポートにも、保育所、保健センター、小学校等の関係機関が連携して取り組んでいます。

また、就学前には保幼小連絡会や就学指導委員会を開催し、個々の発達に応じて配慮が必要な児童、発達障がいに係る専門的な支援が必要な児童など、関係機関での情報共有を行い、途切れない支援に努めているところです。

○議長（田中 修） 原田君。

○9番（原田周一） それでは、2問目の今後の課題についてお尋ねしたいと思います。

町立保育所に通っている児童については、先ほど、保育士及び臨床心理士の視点も取り入れたサポート体制がとられているとのことですが、それ以外の、特に町外の幼稚園に通う児童についての支援が課題であると思います。就学までに全ての児童への早期発見に向けた支援を行うため、今後の取り組みについてどのように考えるのかお尋ねいたします。

○議長（田中 修） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 4月1日現在の満5歳児は、町全体で89人であり、そのうち町立保育所には49人が通っておられ、その他の児童は町内・町外の私立の幼稚園に通っておられます。

幼稚園に通われている場合で、3歳児健康診査までに発達を継続支援している児童に対しては、町の発達相談員や保健師が当該幼稚園を訪問し、集団での様子を観察して、幼稚園職員とともに適正な支援を行っています。また、園での集団生活をする中で、新たに支援が必要となったケースについても、幼稚園や保護者からの相談を受け、早期の支援につなげるなど、本町の5歳児が通われている大半の近隣幼稚園とは、発達障がいに対する早期発見・早期支援への連携した取り組みが行えていると考えております。

今後は、支援の機会がなかった幼稚園についても、本町における園訪問や発達相談の取り組みを周知し、また、保護者に対しては、就学までに発達の課題に気づくことができるよう、発達障がいへの理解を深めるための啓発事業への取り組みや、発達相談事業の周知に積極的に努めてまいります。

○議長（田中 修） 原田君。

○9番（原田周一） それでは、2回目へ移ります。

本町全体の5歳児のうち55%の園児が町立保育所に通園し、町内幼稚園以外でも大半の幼稚園については、保護者からの相談などを通じて早期支援されているとのお答えでした。町長は、日ごろから子どもは町の宝であると発言されています。保育所通園に関して、待機児童、保護者費用負担の問題など取り組んでこられました。5歳児健診の実施については、まだ法制化されていないため、自治体の財源の問題、健診スタッフの問題、町外幼稚園の理解、地域住民の理解や周知などなど、さまざまな問題が山積しています。

平成18年に学校教育法が改正となり、軽度発達障がい児が通級指導教室で指導を受けることが対象となりました。以前、大学の教員養成課程において、特別支援教育は選択科目であると聞いたことがあります。教員全てが知識を持っているわけでないため、教員に対する発達障がいへの啓発活動も含め、支援が必要と判断された児童に対し、個別指導計画の作成、また、就学に際して情報の共有化など積極的に進めていただきたく思っております。

早期に発見しても、その支援システムが機能しなければ、保護者に心労と精神的負担を与えるだけとなりかねません。事業に対し、積極的に取り組むとの答弁ですので、今後、医師・教師をも含む専門スタッフなどとのネットワークの構築を進めていただき、発達障がい児の早期発見と、それに伴う支援体制の確立を強くお願いして、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、原田周一君の一般質問を終わります。

◎議案第40号の上程、説明、質疑

○議長（田中 修） 日程第2、議案第40号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第40号について、ご説明を申し上げます。

議案第40号、じん芥収集車の取得につきましては、じん芥収集車を株式会社宇治モータースから780万6,380円で取得しようとするものでございます。

現在使用しております車両は、平成17年に購入後10年が経過し、走行距離が16万kmを超えております。車体につきましても老朽化が著しいことから、更新のため新車両を購入するものです。つきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取

得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑を行います。

議案第40号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第40号に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号につきましては、総務建設常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認め、ただいま申しましたとおり、議案第40号につきましては、総務建設常任委員会に付託することに決定いたします。

お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。本日はこれで散会します。

次回は6月23日午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

なお、本日付託いたしました議案につきましては、所管の常任委員会において十分な審査をお願いいたします。

本日は長時間大変ご苦労さまでございました。

散 会 午後 2時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 安 本 修

署 名 議 員 垣 内 秋 弘